

避難支援活動補償制度のご案内

伊達市では、個別避難計画における避難支援者となっている住民の皆さま、地区防災計画等に基づき、災害時に避難支援等に従事される住民の皆さまが安心して活動に参加いただけるよう、市が避難支援者を対象とした保険に加入しています。

制度の内容

避難支援活動に従事中に発生した損害賠償責任とケガを補償する制度です。

【賠償責任の補償】

他人にケガを負わせてしまったり、ものを壊してしまったことにより発生する法律上の損害賠償責任

【避難支援者のケガの補償】

急激かつ偶然な外来の事故により発生した避難支援者自身のケガ

※ケガの補償は市が定める総合災害補償規程に基づき補償します。

対象となる活動

市が避難情報を発令し避難所を開設している、あるいは災害が発生しているまたは災害発生のおそれがある状況で行われる、以下の避難支援活動

- ・避難支援、避難誘導 ・避難所開設準備中、避難所開設支援中 ・安否確認
- ・出火防止など最低限の初動 ・負傷者の救出、救護 ・情報の収集、伝達
- ・飲料や食料の配布、給水活動、給電活動、炊き出し
- ・上記以外の避難支援に類する活動
- ・避難訓練（避難訓練の場合は発令等不要）

※平時の見守り活動は対象となりません。

補償内容

補償の種類	補償の種類	補償額					
ケガの補償	死亡給付金	500万円					
	後遺障害給付金	20~500万円					
	医療補償給付金	入院日数	1日~5日	2万円	通院日数	1日~5日	0.5万円
			6日~15日	6万円		6日~15日	2万円
			16日~30日	12万円		16日~30日	6万円
			31日~60日	18万円		31日~60日	9万円
			61日~90日	24万円		61日以上	12万円
91日以上			30万円	-		-	
賠償責任の補償	身体賠償	1億円					
	財物賠償	1億円					

